

年次有給休暇取得日の賃金支払いに関する協定書

〇〇株式会社（以下「会社」という）と〇〇株式会社従業員代表（以下「従業員代表」という）は、労働基準法第39条第6項ただし書きに基づき、年次有給休暇取得日の賃金支払いに関して、下記のとおり協定する。

記

（年休取得日の賃金）

第1条 会社は、従業員が年次有給休暇を取得した日の賃金として、健康保険法第99条第1項に定める標準報酬日額に相当する金額を支払う。

（発行日）

第2条 この協定は、平成 年 月 日以降において取得する年次有給休暇から適用する。

2 第1項に定める日以前に取得した年次有給休暇については、平均賃金の1日分を支払う。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、第2条の発行日から1年間とする。ただし、会社または従業員代表のいずれかが、期間満了日の90日前までに文書による破棄の通告をしないかぎり、有効期間をさらに1年間更新するものとする。

平成 年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役

Ⓜ

〇〇株式会社

従業員代表

Ⓜ